[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]…[illegible]

[illegible]

[illegible]…[illegible]

[illegible]25[illegible]

[illegible]→[illegible]

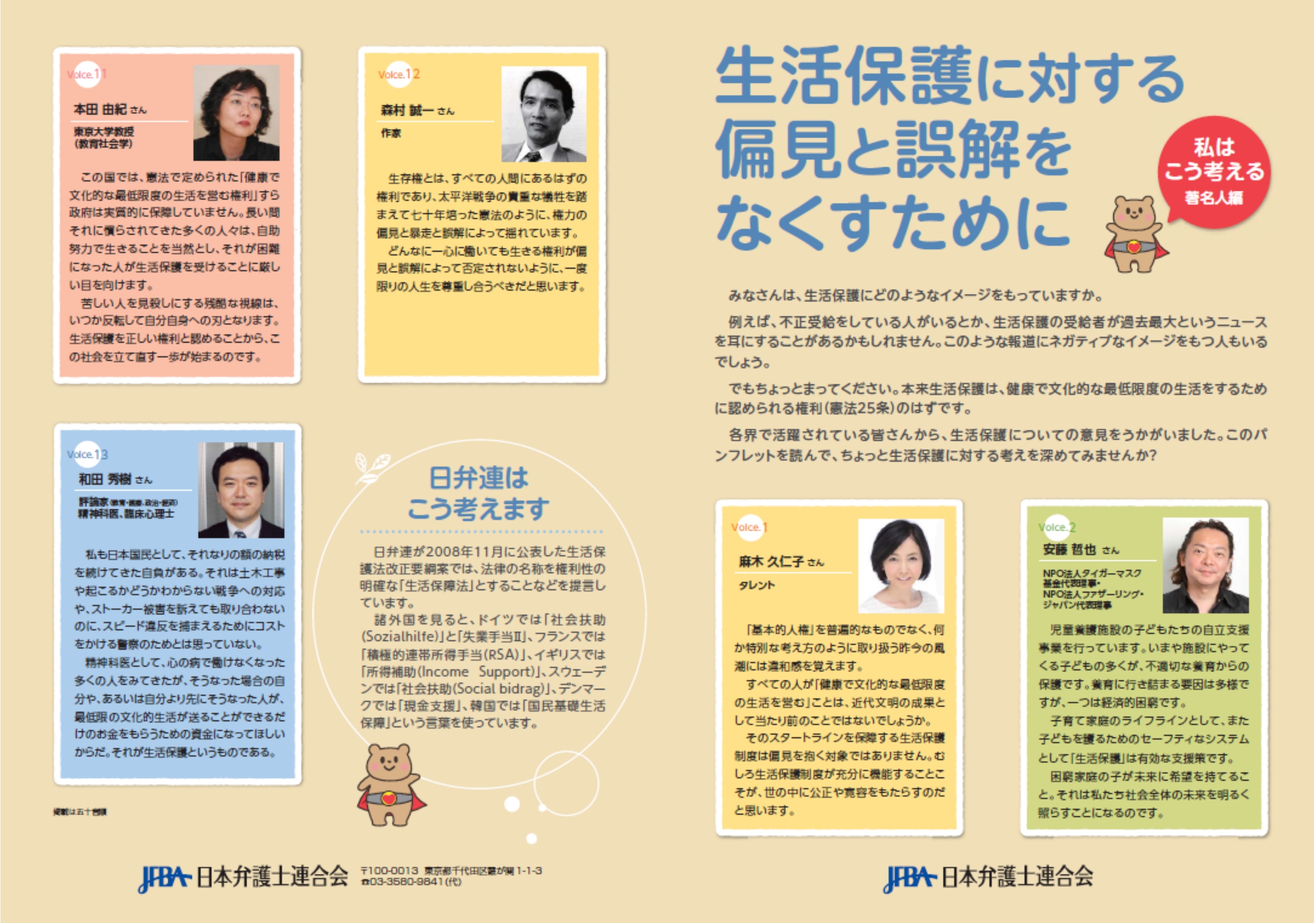

Voice.11

本田 由紀 さん

東京大学教授
（教育社会学）

この国では、憲法で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」すら政府は実質的に保障していません。長い間それに慣らされてきた多くの人々は、自助努力で生きることを当然とし、それが困難になった人が生活保護を受けることに厳しい目を向けます。

苦しい人を見殺しにする残酷な視線は、いつか反転して自分自身への刃となります。生活保護を正しい権利と認めることから、この社会を立て直す一歩が始まるのです。

Voice.12

森村 誠一 さん

作家

生存権とは、すべての人間にあるはずの権利であり、太平洋戦争の貴重な犠牲を踏まえて七十年培った憲法のように、権力の偏見と暴走と誤解によって揺れています。

どんなに一心に働いても生きる権利が偏見と誤解によって否定されないように、一度限りの人生を尊重し合うべきだと思います。

Voice.13

和田 秀樹 さん

評論家（教育・医療、政治・経済）
精神科医、臨床心理士

私も日本国民として、それなりの額の納税を続けてきた自負がある。それは土木工事や起こるかどうかわからない戦争への対応や、ストーカー被害を訴えても取り合わないのに、スピード違反を捕まえるためにコストをかける警察のためとは思っていない。

精神科医として、心の病で働けなくなった多くの人をみてきたが、そうなった場合の自分や、あるいは自分より先にそうなった人が、最低限の文化的生活が送ることができるだけのお金をもらうための資金になってほしいからだ。それが生活保護というものである。

掲載は五十音順

日弁連は こう考えます

日弁連が2008年11月に公表した生活保護法改正要綱案では、法律の名称を権利性の明確な「生活保障法」とすることなどを提言しています。

諸外国を見ると、ドイツでは「社会扶助(Sozialhilfe)」と「失業手当Ⅱ」、フランスでは「積極的連帯所得手当(RSA)」、イギリスでは「所得補助(Income Support)」、スウェーデンでは「社会扶助(Social bidrag)」、デンマークでは「現金支援」、韓国では「国民基礎生活保障」という言葉を使っています。

日本弁護士連合会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
☎03-3580-9841(代)

生活保護に対する偏見と誤解をなくすために

私は こう考える 著名人編

みなさんは、生活保護にどのようなイメージをもっていますか。

例えば、不正受給をしている人がいるとか、生活保護の受給者が過去最大というニュースを耳にすることがあるかもしれません。このような報道にネガティブなイメージをもつ人もいるでしょう。

でもちょっとまってください。本来生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活をするために認められる権利（憲法25条）のはずです。

各界で活躍されている皆さんから、生活保護についての意見をうかがいました。このパンフレットを読んで、ちょっと生活保護に対する考えを深めてみませんか?

Voice.1

麻木 久仁子 さん

タレント

「基本的人権」を普遍的なものでなく、何か特別な考え方のように取り扱う昨今の風潮には違和感を覚えます。

すべての人が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことは、近代文明の成果として当たり前のことではないでしょうか。

そのスタートラインを保障する生活保護制度は偏見を抱く対象ではありません。むしろ生活保護制度が充分に機能することこそが、世の中に公正や寛容をもたらすのだと思います。

Voice.2

安藤 哲也 さん

NPO法人タイガーマスク基金代表理事・
NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事

児童養護施設の子どもたちの自立支援事業を行っています。いまや施設にやってくる子どもの多くが、不適切な養育からの保護です。養育に行き詰まる要因は多様ですが、一つは経済的困窮です。

子育て家庭のライフラインとして、また子どもを護るためのセーフティなシステムとして「生活保護」は有効な支援策です。

困窮家庭の子が未来に希望を持てること。それは私たち社会全体の未来を明るく照らすことになるのです。

日本弁護士連合会

Voice.3

上野 千鶴子 さん

東京大学名誉教授
立命館大学特別招聘教授

生活保護は日本国憲法第25条がすべての国民に保障する権利です。お上がくれる恩恵ではありません。

権利を行使するのに遠慮する必要はありません。

「保護」というから誤解が生まれます。「生存権」と呼びましょう。

Voice.4

荻原 博子 さん

経済評論家、ジャーナリスト

「生活保護」は、グローバル時代の重要なセーフティーネット!

世界がグローバル化して、不安定になってきています。日本でも、「努力さえすれば報われる」という時代は終わりました。

富める人はより富み、貧しい人はより貧困に陥る貧富の二極化が急速に進み、この流れは変えられそうにありません。

だからこそ、ますます重要になってくるのが、生きていくためのセーフティーネットである「生活保護」なのです。

Voice.5

竹信 三恵子 さん

和光大学人間学部
現代社会学科教授

不安定で低賃金の非正規雇用は、いまや5人に2人。大手企業の正社員でもリストラも珍しくありません。次の仕事はそう簡単に見つかりません。そんなとき生活保護で一息ついて、次の人生設計を立てた働き手は何人もいます。こうした元会社員がつぶやくのを聞いたことがあります。「税金泥棒と言われるけど、私だって元は納税者だった」。

困った時に備えて税金で作った命綱を、必要な時にきちんと使える社会であってほしいです。

Voice.6

堤 未香 さん

ジャーナリスト

数字が正義になり、利益だけを成功とする歪んだ価値観は、社会の中から、大切な人間の顔やぬくもりを消してしまう。

憲法25条が象徴する「おたがいさま」の精神は、世界に誇れる日本の宝、私たちが全力で守り、胸を張って子どもたちに手渡しましょう。

Voice.7

香山 リカ さん

精神科医
立教大学教授

病気が原因で生活が立ち行かなくなった人に診察室で生活保護を勧めても、「私が悪いので」と拒まれることがあります。

「あなたの責任でもないし、まずは生活が安定しないと病気からの回復も遅れるのです」と説明しても首を横に振るばかり。

社会や人びとをむしばむ「自己責任病」の治療がまず必要です。

Voice.8

今野 晴貴 さん

NPO法人「POSSE」
代表理事
ブラック企業対策プロジェクト
共同代表

国会や社会・メディアにおける生活保護受給者に対するバッシングを受けて、法に従うべき行政が積極的に違法な水際作戦を繰り返す今の日本の状況は、法治国家の原則を根本から揺るがしかねない深刻な状況です。また、離職後に生活保護を利用できないとなれば、長時間労働やパワハラによってうつ病に追い込まれるようなブラック企業であってもしがみつくしかありません。働く人々の労働条件を改善させ生活を安定させるには、社会保障の拡充が不可欠です。

Voice.9

平野 啓一郎 さん

作家

2000年代に入ると、「勝ち組」、「負け組」という言葉が世を覆い、経済的な成功者はその分「努力」しているからで、「負け組」は自業自得だといった消極的な否定論がよく目についた。

しかし、今は当時の新自由主義の風潮よりも更に悪く、生活保護の利用者は財政を圧迫し、真面目に働く者たちに「迷惑」をかけているなどという、積極的な否定論まで唱えられる始末である。これではまるで全体主義だ。まっとうな共生の感覚を取り戻さなければならない。

Voice.10

藤田 孝典 さん

社会福祉士
NPO法人ほっとプラス
代表理事

「まさか自分が生活保護を受けるとは思わなかった」。多くの生活保護受給者がそう口にします。生活保護はすでに特別な人ではなく、普通の人が受ける時代となっています。日本では貧困と格差が広がり続けているためです。

「子どもの貧困」、「ワーキングプア」、「下流老人」など、誰でも一生涯のどこかで生活困窮することがあり得る社会です。そのときは他人事ではなく、私たちに生活保護が必要となります。生活保護を「わたし」の制度や問題としていくことが求められています。

憲法 第25条

1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。